

第3 市街地整備

3－1 都市再生整備計画事業

3－1－（1） 都市再生整備計画事業

1. 目的

都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。

2. 交付金事業者

都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第46条の2第1項の規定に基づく市町村都市再生整備協議会（以下3－1－（1）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下3－1－（1）関係部分において同じ。）をいう。

3. 交付対象

市町村又は協議会とする。

4. 交付対象事業

都市再生整備計画に基づき実施される表3-1-(1)に掲げる事業等をいう。

5. 都市再生整備計画

1 都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第14条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載するものとする。

- (1) 都市再生整備計画の区域
- (2) 都市再生整備計画の目標
- (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業
- (4) 計画期間
- (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称

- (6) 都市再生整備計画の区域の面積
- (7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費
- (8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）
- (9) 交付期間
- (10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針
- (11) 都市再生整備計画の評価に関する事項
- (12) その他必要な事項
- 2 国土交通大臣は、都市再生法第47条第1項の規定により市町村から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画に対する交付金の交付及び交付限度額（附属第III編3-1-(1)の1.に規定する交付限度額をいう。）について判断し、必要に応じ、その結果を当該市町村に対し通知することができる。
- 3 前二項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。

表3-1-(1) (都市再生整備計画事業の交付対象事業)

交付対象事業	交付対象事業の費用の範囲	間接交付の場合の事業に要する額
1.事業活用調査	都市再生整備計画の対象となる地区（以下本表において「計画対象地区」という。）における交付対象事業の活用等に関する調査等に要する費用	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内
2.まちづくり活動推進事業	啓発・研修活動、専門家の派遣、情報収集・提供活動、社会実験等のまちづくり活動の推進に関する事業等に要する費用	同上
3.地域創造支援事業	都市再生整備計画の目標を達成するために必要な事業等に要する費用。	同上

	<p>ただし、以下の施設の整備に要する費用を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場（本表第10の3に該当するもの） ・地域交流センター (本表第12の1に該当するもの) ・観光交流センター (本表第12の2に該当するもの) ・まちおこしセンター (本表第12の3に該当するもの) ・子育て世代活動支援センター (本表第12の4に該当するもの) ・複合交通センター (本表第12の5に該当するもの) <p>なお、建築物である施設の整備については、1箇所における整備に要する費用は2,100,000千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して施設を整備する場合にあっては、3,000,000千円）を限度とする。</p>	
4.道路	<p>1 以下のいずれかに該当する道路の整備に要する費用</p> <p>①市町村道については、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設、改築又は修繕</p> <p>②道路法第17条第1項又は第2項に基づき指定市又は市が管理する国道、都道府県道については、地域の課題に対応して面的に行われる小規模な改築又は修繕、並びに道路法施行令（昭和27年政令第479号）第1条の5及び都市再生特別措置法施行令（平成14年政令第190号）第9条に定める新設又は改築</p> <p>③道路法第17条第3項に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、道路法施行令第1条の5に定める新設又は改築</p> <p>④都市再生法第58条に基づき市町村が整備できる国道、都道府県道については、都市再生特別措置法施行令第9条に定める新設又は改築</p>	—

	2 市町村が実施する街路事業のうち、地域高規格道路等大規模な事業を除く新設又は改築に要する費用	
5.公園	<p>以下のいずれかに該当する公園の整備に要する費用</p> <p>1 3－3－(1)に規定する都市公園事業の交付の対象となる要件に適合する都市公園の整備</p> <p>2 主として計画対象地区内の住民の利用に供する公園の整備</p>	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額
6.古都及び緑地保全事業	<p>以下に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>1 3－3－(12)に規定する古都保存事業</p> <p>2 3－3－(13)に規定する緑地保全等事業</p> <p>ただし、当該事業が以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>① 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下「歴史まちづくり法」という。）第5条第8項の規定に基づく認定を受けた歴史的風致維持向上計画（②において「認定歴史的風致維持向上計画」という。）に位置付けられていること</p> <p>② 都市再生整備計画の区域と認定歴史的風致維持向上計画の重点区域の区域が重複する部分が、いずれかの区域の概ね3分の2以上であること</p>	—

7.河川	<p>以下に掲げる事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>1 3－5－(2)に規定する統合河川環境整備事業 2 2－1－(4)に規定する都市基盤河川改修事業 3 2－1－(7)に規定する流域貯留浸透事業 4 2－6－(1)に規定する総合流域防災事業のうち 4. の(1)の③の要件に適合するもの</p>	—
8.下水道	<p>以下の全てに該当するものの整備に要する費用</p> <p>1 2－5に規定する下水道事業の交付の対象となる事業のうち、次のいずれかに適合するもの (イ)公共下水道事業 (ロ)特定環境保全公共下水道事業 2 計画対象地区にあって、都市再生整備計画に位置付けられた他の事業と一体的、総合的に実施することが必要かつ効果的な区域（以下本表において「対象区域」という。）において実施するもの 3 対象区域で発生する下水を排除する管渠等（ポンプ場及び対象区域外の下水を合わせて排除する管渠等を除く。）を整備するもの</p>	—
9.駐車場有効利用システム	<p>以下の全てに該当する駐車場有効利用システムの整備に要する費用</p> <p>1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること 2 概ね5ヘクタール以上の区域で整備するものであること 3 市町村の助成がない場合においては、その運営が困難なものであること 4 当該駐車場有効利用システムの整備が、その周辺における路上駐車による道路交通の阻害の解消に寄与すること</p> <p>ただし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする</p>	市町村が特定非営利活動法人等に対して負担する費用の額の範囲内かつ、当該事業に要する費用の額の3分の2を超えない範囲の額

10.地域生活基盤施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1 緑地</p> <p>2 広場</p> <p>3 駐車場（共同駐車場を含む^{注1}。） (ただし、一計画対象地区当たり概ね500台の駐車場の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）を限度とし、整備に要する費用の4分の1に相当する額を限度とする。)</p> <p>4 自転車駐車場（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）</p> <p>5 荷物共同集配施設（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）</p> <p>6 公開空地（屋内空間を含む。）</p> <p>7 情報板</p> <p>8 地域防災施設（耐震性貯水槽、備蓄倉庫、放送施設、情報通信施設、発電施設、排水再利用施設、避難空間等の地域の防災のために必要な施設） (ただし、次のいずれかの要件に該当する計画対象地区に設置されるものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害対策基本法第2条第10号に基づく地域防災計画に定められた避難地若しくは避難路等が、計画対象地区内にあり、又は計画対象地区に隣接していること ②計画対象地区が、鉄道駅の周辺や商業地等多くの人が集まる地区を含んでいること ③計画対象地区が、木造建築物が密集している等の防災上危険と認められる市街地を含み、又は隣接していること <p>なお、当該施設が本表第6ただし書の全ての要件に該当する場合は、上記①から③までの要件にかかわらず設置できるものとする。)</p>	同上
11.高質空間形成施設	<p>以下に掲げる施設の整備等に要する費用</p> <p>1 緑化施設等（植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニ</p>	同上

	<p>チャー・モニュメント等)</p> <p>2 電線類地下埋設施設(宅地区域内で整備又は負担が行われる管路方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電線類の地下埋設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。))</p> <p>3 電柱電線類移設(宅地区域内で整備又は負担が行われる添架方式で、道路区域内の場合は占用物件となる電柱電線類の移設であるもの(電力管理者が負担する費用を除く。))(ただし、当該移設が本表第6ただし書の全ての要件に該当する場合に限る。)</p> <p>4 地域冷暖房施設(設計に要する費用に限る。)</p> <p>5 歩行支援施設、障害者誘導施設等</p>	
12.高次都市施設	<p>以下に掲げる施設の整備に要する費用</p> <p>1 地域交流センター (購入費を含む(延べ床面積が概ね1,000m²以上であるものに限る。)。ただし、1箇所における整備に要する費用は2,100,000千円(市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して地域交流センターを整備する場合にあっては、3,000,000千円)を限度とする。)</p> <p>2 観光交流センター (購入費を含む(延べ床面積が概ね1,000m²以上であるものに限る。)。ただし、1箇所における整備に要する費用は2,100,000千円(市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して観光交流センターを整備する場合にあっては、3,000,000千円)を限度とする。)</p> <p>3 まちおこしセンター (購入費を含む(延べ床面積が概ね1,000m²以上であるものに限る。)。ただし、1箇所における整備に要する費用は2,100,000千円(市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用してまちおこしセンターを整備する場合にあっては、3,000,000千円)を限度とする。)</p> <p>4 子育て世代活動支援センター</p>	同上

	<p>(購入費を含む（延べ床面積（上記1から3までの高次都市施設と複合整備する場合は当該床面積を加えた面積）が概ね1,000m²以上であるものに限る。）。ただし、1箇所における整備に要する費用は2,100,000千円（市街地再開発事業等により建設される複合建築物の一部を活用して子育て世代活動支援センターを整備する場合にあっては、3,000,000千円）を限度とする。)</p> <p>5 複合交通センター (施設の共用部分（2以上の交通施設利用者が利用するものをいう。）の整備に要する費用（市町村が取得する場合に限り、購入費を含む。）に限る。)</p> <p>6 人工地盤等（人工地盤、立体遊歩道）</p>	
13.既存建造物活用事業	本表に掲げる地域生活基盤施設、高質空間形成施設及び高次都市施設における各施設（耐震性貯水槽、電線類地下埋設施設、歩行支援施設及び障害者誘導施設等を除く。）を既存の建造物を活用して整備する事業に要する費用（購入、移設及び改築（大規模な修繕を含む。）に要する費用を含む。なお、建物その他の工作物の購入に要する費用は、「国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準の運用方針」（平成15年8月5日国総国調第57号）第6の規定に準じて算出した補償費相当額を限度とする。）	同上
14.地区画整理事業	<p>以下に掲げる費用</p> <p>1 3－4－(6)に規定する都市再生区画整理事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>2 「公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25・2号）」又は「組合等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25・2号）」の採択基準等に適合するものごとに、それぞれの要領に定められた費用</p>	同左
15.市街地再開発事業	<p>以下に掲げる費用</p> <p>1 3－4－(2)又は4－2－(1)に規定する市街</p>	左に掲げる事業の

	<p>地再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用</p>	交付の要件等に基づき算出した国費の額の2倍を超えない額
16.住宅街区整備事業	<p>以下に掲げる費用</p> <p>1 3－4－(2)に規定する住宅街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」（ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。）の採択基準等に適合するものごとに定められた費用</p>	同上
17.地区再開発事業	3－4－(2)に規定する地区再開発事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
18.バリアフリー環境整備促進事業	4－2－(6)に規定するバリアフリー環境整備促進事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
19. 優良建築物等整備事業	4－2－(2)に規定する優良建築物等整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
20.住宅市街地総合整備事業	4－2－(8)に規定する住宅市街地総合整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
21.街なみ環境整備事業	4－2－(9)に規定する街なみ環境整備事業の交付の対象となる事業に要する費用	同上
22.住宅地区改良事業等	「住宅地区改良事業等対象要綱」（平成17年8月1日付け国住整第38-2号）に定められた費用	同上
23.都心共同住	4－2－(8)に規定する都心共同住宅供給事業の交	同上

宅供給事業	付の対象となる事業に要する費用	
24.公営住宅等整備	<p>以下に掲げる補助要領等に規定する事業ごとに、それぞれ当該補助要領等に定められた費用</p> <p>1 「公営住宅等整備事業対象要綱」(平成 17 年 8 月 1 日付け国住備第 37 号) 第 2 第 2 号に定める公営住宅等整備事業</p> <p>2 「地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱」(平成 19 年 3 月 28 日付け国住備第 161 号) 第 2 第 4 号に定める地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>3 「公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱」(平成 17 年 8 月 1 日付け国住備第 38-3 号) 第 2 第 1 項第 6 号に定める公営住宅等ストック総合改善事業</p> <p>4 「公営住宅等駐車場整備事業費補助金交付要綱(平成 3 年住建発第 103 号)」に定める公営住宅等駐車場整備事業</p> <p>5 「公営住宅等関連事業推進事業補助要領(平成 6 年建設省住備発第 56 号)」第 2 各号に定める補助金の交付の対象となる事業</p>	同上
25.都市再生住宅等整備	4-2-(8) に規定する都市再生住宅等整備の交付の対象となる事業に要する費用	同上
26.防災街区整備事業	<p>以下に掲げる費用</p> <p>1 3-4-(2) 又は 4-2-(8) に規定する防災街区整備事業の交付の対象となる事業に要する費用</p> <p>2 「市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準」(ただし、道路に係る公共施設管理者負担金に要する費用に限る。) の採択基準等に適合するものごとに定められた費用</p>	同上

注 1) 共同駐車場の交付対象事業の費用の範囲は以下のとおりである。

○共同駐車場

以下の全てに該当する共同駐車場の整備に要する費用

- 1 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域内において整備されるものであること
- 2 幹線街路で囲まれた概ね 4 ヘクタール以内の街区において整備され